

岐阜市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱

平成21年10月 1日決裁

令和 2年 9月 3日決裁

改正 令和 4年31日決裁

(目的)

第1条 この要綱は、岐阜市指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）の違反行為に係る事務処理について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）、岐阜市水道給水条例（昭和36年岐阜市条例第34号）及び岐阜市行政手続条例（平成8年岐阜市条例第31号）の例による。

(違反行為の調査、報告等)

第3条 上下水道事業部営業課長（以下「営業課長」という。）は、指定工事事業者が違反行為を行った疑いがあるときは、その事実関係の調査を行う。

2 営業課長は、前項の調査において違反行為の事実が認められたときは、当事者に対し、直ちに違反行為を是正するよう指導する。

3 営業課長は、当該指定工事事業者からてん末書の提出を求めるとともに、違反行為調査兼報告書を作成する。

(文書による注意)

第4条 営業課長は、違反行為の内容を検討し、処分は要しないが、違反行為の再発を防止するため注意等を促すことが必要と認めるときは、文書による注意を行うとともに始末書の提出を要請することができる。

(処分)

第5条 営業課長は、違反行為の内容を検討し、処分が必要と認められるときは、岐阜市水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に報告し、岐阜市指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）開催の可否について、意見を具申することができる。

2 処分の基準は、別表のとおりとし、同表の違反内容の欄に掲げる場合について、それぞれ当該処分内容の欄に定めるものとする。

3 別表に該当しない違反行為又は該当する違反行為であっても特に悪質と認められるものの処分の内容は、審査委員会にて協議し決定する。

(意見陳述のための手続)

第6条 管理者は、違反行為の内容が処分に相当すると認めるときは、審査委員会の開催前に、当該処分の名あて人になるべき者について、弁明の機会を付与し、又は意見陳述のため聴聞の手続を行うものとする。

- 2 弁明の機会の付与にあつては、弁明書の提出を求めるものとする。
- 3 聴聞の実施に当たっては、聴聞通知書により通知する。
- 4 聴聞は、営業課長が主宰する。
- 5 営業課長は、聴聞を終結したときは、速やかに聴聞調書、聴聞報告書及び処分案を作成し、管理者に報告する。
- 6 前各項に定めるもののほか、意見陳述に係る手続に関しては、岐阜市行政手続条例及び上下水道事業部聴聞規程（平成6年岐阜市水道部管理規程第7号）に定めるところによる。

（審査）

第7条 管理者は、営業課長からの報告に基づき審査委員会を開催して、処分についての審査を行うものとする。

（水道技術管理者等の意見）

第8条 審査委員会の委員長は、必要があると認めるときは、審査委員会に水道技術管理者その他委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

（処分の通知）

第9条 管理者は、処分を決定した場合は、被処分者に対し当該処分の通知を行う。

2 管理者は、岐阜市指定給水装置工事事業者規程（平成10年岐阜市水道部管理規程第3号）第6条の指定の取消し又は停止の処分を行う場合は、同規程第8条の規定により告示を行う。

（給水装置工事主任技術者に対する措置）

第10条 管理者は、給水装置工事主任技術者に、法に違反する行為があつたと認めるときは、その旨を厚生労働大臣に報告する。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年 9月3日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この要綱の施行の日以後に違反行為が行われたものから適用する。

指定給水装置工事業者の違反行為に係る処分基準

* 処分内容は各項目とも全て指定取消し要件となっているが、情状酌量すべき特段の事由があるときの最大の罰則(期間)を示します。

違反項目	根拠条文	関係法令条文		違反内容	処分内容	指導方法等		
指定要件違反	法第25条の11 第1項第1号 第1項第2号 第1項第3号イ 第1項第3号ロ 第1項第3号ハ 第1項第3号ニ 第1項第3号ホ 第1項第5号	指定給水装置工事業者規程第6条	法第25条の3 第1項第1号	指定給水装置工事業者規程第3条 第1号	1. 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。 2. 厚生労働省令で定める機械器具を有しなくなったとき。 3. 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないとき。 4. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないとき。 5. 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。 6. 指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者であることが判明したとき。 7. 業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。 ① 無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。 ② 道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。 ③ 施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。 ④ 施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。 ⑤ 研修機会の確保をしなかったとき。 ⑥ 文書注意に従わないとき。 ⑦ 文書警告に従わないとき。 ⑧ その他の違反行為 (主として管理者の承認を受けずに工事を施行したとき又は工事完成後管理者の検査を受けなかったとき。)	指定取消し	○ 「休止届」又は「廃止届」を提出するよう指導する。(文書で期日を定め警告) この指導に従わない場合は、指定を取り消す。 ○ 厚生労働省令で定める機械器具を有しないことが判明したときは、指定業者に対し欠けている機械器具を備え付けるよう指導する。(文書で期日を定め警告) この指導に従わない場合は、指定を取り消す。 ○ 指定業者が個人の場合は「廃止届」を提出するよう指導する。 法人の場合は欠格条項に該当した役員を他の者に変更した場合は適用しない。 ○ 指定業者が個人の場合は「廃止届」を提出するよう指導する。 法人の場合は欠格条項に該当した役員を他の者に変更した場合は適用しない。 ○ 一律に指定を取り消す。 ○ 一律に指定を取り消す。 ○ 様々なケースがあり得るが、違反行為の程度によって文書注意又は指定停止を決定する。 再犯の場合(2年程度)や悪質と判断できるときは欠格要件に該当するとみなし指定を取り消す。 (文書で期日を定め警告)	
			第1項第2号	第2号		法施行規則第20条		指定取消し
			第1項第3号イ	第3号ア				指定取消し
			第1項第3号ロ	第3号イ				指定取消し
			第1項第3号ハ	第3号ウ				指定取消し
			第1項第3号ニ	第3号エ				指定取消し
			第1項第3号ホ	第3号オ				指定取消し
								指定取消し又は指定停止6月以下
								指定停止6月以下
								指定停止3月以下
			指定停止6月以下					
			文書注意					
			文書警告					
			指定停止3月以下					
			指定停止6月以下					
			文書注意					
			文書警告					
			指定停止3月以下					
			指定停止6月以下					

違反項目	根拠条文		関係法令条文			違反内容	処分内容	指導方法等
給水装置工事主任技術者選任等義務違反	法第25条の11 第1項第2号	指定給水装置工事事業者規程第6条 第1項第4号	法第25条の4 第1項 第2項 第2項 第1項	指定給水装置工事事業者規程第9条 第1項 第2項 第3項 第4項	法施行規則第21条 第3項	1. 給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。 2. 給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。	指定取消し 指定停止3月以下	○ 選任届、解任届を速やかに提出するように指導する。(文書で期日を定め警告) この指導に従わない場合は、指定を取り消す。 ○ 選任を解くよう指導し、解任届を提出させる。(文書による注意) この指導に従わない場合は、指定を停止する。
届出義務違反	法第25条の11 第1項第3号	指定給水装置工事事業者規程第6条 第1項第3号	法第25条の7	指定給水装置工事事業者規程第5条 第1項 第2項 第1項 第3項	法施行規則 34条 35条	1. 事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき又は虚偽の提出をしたとき。 2. 休止届、廃止届、再開届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	指定取消し 指定取消し	○ 変更届を速やかに提出するように指導する。(文書で期日を定め警告) この指導に従わない場合、又は虚偽の提出を行った場合は指定を取り消す。 ○ 廃止届、休止届、再開届を速やかに提出するよう指導する。(文書で期日を定め警告) この指導に従わない場合、又は虚偽の提出を行った場合は指定を取り消す。

違反項目	根拠条文	関係法令条文	違反内容	処分内容	指導方法等			
事業の運営基準違反	法第25条の11	指定給水装置工事事業者規程第6条	法第25条の8	指定給水装置工事事業者規程第11条	法施行規則第36条	1.給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。	<p>指定停止1月以下</p> <p>指定停止6月以下</p> <p>指定停止6月以下</p> <p>指定停止3月以下</p> <p>指定停止3月以下</p>	<p>○ 工事申込みの際の設計書に主任技術者を記入する欄が空白の場合は記入させる。</p> <p>○ 技能を有する者は、公的な資格、民間の資格あるいはこれらに類するものにより判断することが可能であるが、資格を有していない場合であっても実際に技能を有しているか否かにより最終判断すべきである。(文書による注意) この指導に従わない場合は、指定を停止する。</p> <p>○ 具体的には、設計施行基準等に従わない場合が該当する。(水道法施行令第6条を除く。)</p> <p>工法等に適合させるよう工事のやり直しを指示し、改善後違反行為の程度によって文書注意又は指定停止を決定する。 この指導に従わない場合は、指定を取り消す。</p> <p>○ 基準に適合するよう工事のやり直しを指示し、改善後違反行為の程度によって文書注意又は指定停止を決定する。 この指導に従わない場合は、指定を取り消す。</p> <p>○ 適正な機械器具を備え付け使用するように指導し、改善後違反行為の程度によって文書注意又は指定停止を決定する。 この指導に従わない場合は、指定を取り消す。</p> <p>○ 記録の作成・保存を指導する。(文書による注意又は指定停止を決定する。) この指導に従わない場合は、指定を取り消す。</p>
	第1項第4号	第1項第5号	第1号	第1号	第1号	2. 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に該当工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。		
				第2号	第2号	3. 管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。		
				第3号	第3号	4. 水道法施行令第6条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。 (令第6条:給水装置の構造及び材質の基準)		
				第5号ア	第5号イ	5. 給水管及び給水用具の切断、加工、接合に適さない機械器具を使用したとき。		
				第5号イ	第5号ロ	6. 指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき。又は、当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。		

違反項目	根拠条文		関係法令条文		違反内容	処分内容	指導方法等
工事施行に関する義務違反	法第25条の11	指定給水装置工事事業者規程第6条	法第25条の9	指定給水装置工事事業者規程第12条	1.給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせないとき。 2. 給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれにこじず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。 3.施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。	指定停止3月以下	○当該業者から事情を聴取して指導する。(文書による注意又は指定停止を決定する。) この指導に従わない場合は、指定を取り消す。
	第1項第5号	第1項第6号		指定給水装置工事事業者規程第13条		指定停止3月以下	○当該業者から事情を聴取して指導する。(文書による注意又は指定停止を決定する。) この指導に従わない場合は、指定を取り消す。
	第1項第6号	第1項第7号		第1項第8号		指定停止6月以下	○水道施設を破損した場合は、現状復旧を指示し、文書による注意又は指定停止を行う。(悪質な場合は即取消し) この指導に従わない場合は、指定を取り消す。 また、水道法違反の事実が明白であり、かつ重大であるときは、指定を取り消す。
不正申請	法第25条の11	指定給水装置工事事業者規程第6条		指定給水装置工事事業者規程第2条 第1項	1.不正の手段により指定業者として指定を受けたとき。	指定取消し	○事実が判明したら、速やかに取消しを行う。